

市役所・区役所駐車場の適正利用(有料化)実施計画の概要

1 現状・課題

- (1)長時間利用、目的外利用（市の施設に用事がなく駐車目的のみ）⇒不適切な利用
- (2)施設利用者のスムーズな入庫の妨げ、長時間の入庫待ち
- (3)入庫待機車両による渋滞発生、周辺交通阻害
- (4)運営に関する管理経費負担
- (5)駐車場利用の有無によって、受けるサービスの違い⇒不公平感

2 課題解決に向けた方針

《市役所・区役所駐車場の適正利用実施後のあり方》

- (1)駐車場を真に必要とする利用者に、必要なサービスを、迅速かつ適正に提供
- (2)市役所・区役所駐車場の機能を確保しつつ、利便性向上を推進
- (3)民間活用による公共的駐車場の効率的運営



《課題解決に向けた方針》

- (1)市役所・区役所、併設施設利用時の自家用車利用の抑制
- (2)適正な利用の推進⇒地域の特性に配慮し、施設利用者の利便性向上
- (3)受益者負担（駐車スペースを占有する便益）⇒不公平感の解消
- (4)民間活用による経費削減、市有財産有効活用による収入確保

3 具体的な取組み

(1) 適正利用対象駐車場と対象施設

	名 称	対 象 施 設
1	市役所本庁舎	本庁舎、第3庁舎、川崎御幸ビル等、市が事務室として借り上げている市役所周辺ビル
2	幸区役所	幸区役所、市民館、図書館、スポーツセンター、さいわい健康福祉プラザ、石川記念武道館
3	高津区役所	高津区役所、みぞのくち市税事務所
4	宮前区役所	宮前区役所、市民館、図書館、消防署
5	宮前区市民館・図書館	
6	宮前区役所第2	
7	多摩区役所	多摩区役所、市民館、図書館、休日夜間急患診療所、北部小児急病センター、薬事センター他
8	麻生区役所	麻生区役所、市民館、図書館、休日急患診療所他

(2) 駐車場の運営形態

- ①行政財産の貸付けを受けた民間駐車場事業者が運営する公共的駐車場
- ②対象駐車場を一括して貸付け、一斉に適正利用（有料化）を実施
- ③原則24時間開場（庁舎のセキュリティ等の関係で時間を制限するものがある。）
- ④市の主催する訓練・イベントなどのため、営業停止日を設定

(3) 利用者の無料措置に関する区分と出庫までの手続き

- ①利用者の無料措置に関する区分
 - ・市役所・区役所及び対象施設（市民館・図書館など）利用者は原則1時間無料
 - ・障害者は、所要時間無料
 - ・市主催会議の委員等や市と連携するボランティアなどの車両は所要時間無料
 - ・工事用車両、機材搬入などの車両は所要時間無料
 - ・電気自動車及び燃料電池自動車は所要時間無料
- ②出庫までの手続き等
 - ・無料の措置を受ける場合、利用者は窓口で必要な認証措置を受けてから精算・出庫
 - ・目的外利用者は、周辺より高い料金で精算・出庫（平日の市役所・区役所の開庁時間帯等）

4 料金体系

民間駐車場事業者が、近隣の民間駐車場の料金を参考に、市と協議のうえ設定

- (1)平日の市役所・区役所開庁時間帯
目的外利用者⇒周辺より高めの料金
- (2)早朝・夜間、土・日など⇒周辺並み
※併設施設の開庁時間帯の範囲内で、目的外利用者の料金を、周辺より高めの料金体系とすることも可能

5 実施効果

- (1)目的外利用の減少
- (2)長時間駐車車の減少
- (3)待機車両による渋滞発生の減少
- (4)自家用車利用の抑制
- (5)歳出削減と歳入確保による財政効果

6 実施スケジュール

- (1)平成21年1月～3月 事業者募集、契約
- (2)市民への周知（市政だより、HP、チラシ等）
- (3)平成21年5月から実施